

# 院内感染対策指針

## 1. 院内感染対策に関する基本的考え方

医療従事者にとって患者の安全確保は義務といえる。したがって、院内の発生防止、感染症発生時の拡大防止のために可及的速やかに制圧、終息を図ることに、医療機関は最善の努力を行う必要がある。このような姿勢を基盤に院内感染対策を全職員が把握し、基本理念に則り医療を提供することを目標とする。

## 2. 院内感染対策のための組織に関する基本的事項

### (1) 組織の設置

院内感染対策を推進するために、本指針に基づき当院に以下の委員会及び組織を設置する。

#### ① 院内感染対策委員会

院内感染対策を決定し、周知及び実施を迅速に行うため、院長、関連部門の責任者、感染対策に関し経験を有する者で構成する院内感染対策委員会を設置する。

#### ② 医療安全管理室

院内感染対策に関する病院全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担うために設置する。

#### ③ 感染対策チーム(ICT : Infection Control Team)

院内感染対策委員会の下部組織として院長、医療安全対策室長、看護師、薬剤師、臨床検査技師が連携し、迅速かつ効率的に感染対策を実行するための実働部隊として設置する。

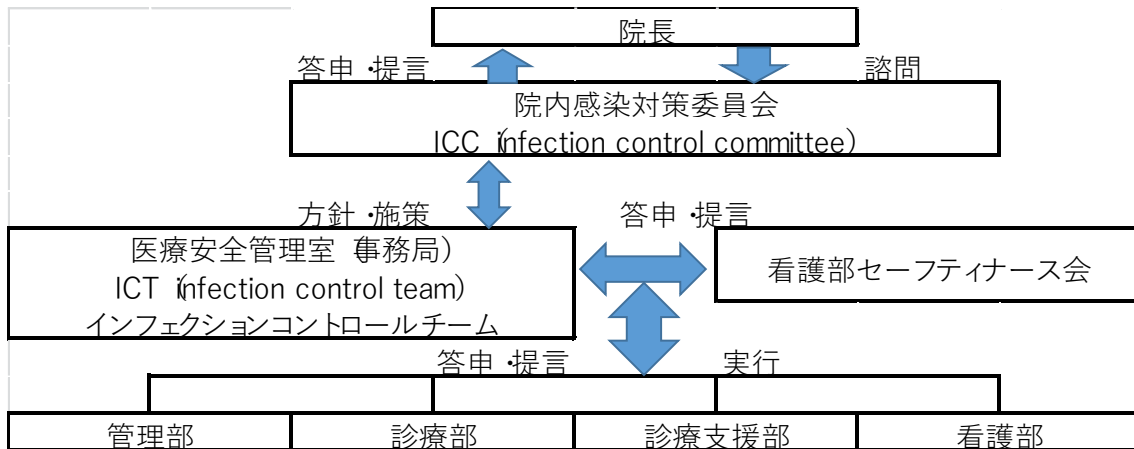
#### ④ 看護部セーフティナース会

看護の視点から院内感染対策を捉え、看護職員の感染対策に関する教育・啓蒙を図り、ICT と協働し適切な感染対策を実践するために設置する。

### (2) 各組織規程

各組織の運営等については、「院内感染対策委員会規程」「ICT 規程」「看護部セーフティナース会規程」「医療安全管理室の運営要綱」に定める。

## 院内感染対策 組織図



### 3. 院内感染対策のための従事者に対する研修に関する基本事項

- (1) 院内感染防止対策の基本的な考え方及びマニュアルについて職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- (2) 研修会・講習会を年2回以上開催する。

研修会・講習会は院内感染に関する教育と実習を行い、必要に応じて、全職員対象または部署を対象を焦点化し効果的に研修を実施する。また、院外の対策を目的とした各種学会、研修会、講習会の開催情報を広く告知し、希望者の参加を支援する。研修の開催結果または外部研修の参加実績を記録・保存する。

### 4. 感染症の発生状況の報告に関する基本事項

院内で発生した感染症の発生状況や原因に関するデータ、微生物の検査状況を継続的かつ組織的に収集し、必要に応じて委員会及び院長へ報告する。

### 5. 院内感染発生時の対応に関する基本事項

- (1) 院内感染発生が疑われる事例が発生した部署の所属長または役職者は、感染症が発生した旨を医療安全管理室に連絡する。医療安全管理室はICTとともに詳細の把握に努め、感染対策に介入する。
- (2) アウトブレイクあるいは異常発生時は、原因の究明および感染状況を院長に報告する。緊急時は速やかに院内感染対策委員会を開催し、改善案を立案する。職員への周知徹底を図り、二次感染予防に努める。(院内感染対策マニュアル「ア

ウトブレイク発生時の対応」項目参照)

(3)特定の感染症の院内集団発生を検知した場合は、保健所と連携をとり対応する。

## 6.患者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- (1) 本指針は、院内全部署へ配布し、全職員が閲覧できる。また、病院ホームページで閲覧できる。
- (2) 患者及び家族などから閲覧の求めがあった場合には、これに応ずる。

## 7.その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

- (1) 院内全体で活用できる総合的な院内感染対策マニュアルを、最新の科学的根拠や院内体制の実態に基づき適時整備する。
- (2) 職員は院内感染対策マニュアルに沿って、感染予防策の遵守及び職業感染の発生防止に努める。
- (3) 職員は院内感染対策上の疑義が出た場合は、院内位感染対策委員会に意見を求めることができる。